

見附市告示第51号

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
見附市新エネルギー導入促進事業補助金交付要綱（平成21年見附市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「太陽光発電システムの容量1キロワット当たり7万円とし、28万円を限度とする。」を削り、同号に次のように加える。

ア 住宅 太陽光発電システムの容量1キロワット当たり7万円とし、28万円を限度とする。

イ 事業所 太陽光発電システムの容量1キロワット当たり5万円とし、50万円を限度とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。